

**国民健康保険に加入している方へ  
70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月診療分から変わります**

医療保険制度の持続可能性を高めるために、世代間・世代内の負担の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく観点から、低所得者に配慮したうえで、高額療養費の自己負担限度額が見直されます。

そのため平成29年8月診療分から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります。皆さんのご理解をお願いします。

**【高額療養費制度とは】**

ひと月に支払った医療費(保険適用分)が高額になり、決められた自己負担限度額を超えた場合に、自己負担限度額を超えて支払った分を払い戻す制度です。

自己負担限度額は、年齢・個人・世帯の所得に応じて法律で決められています。

平成29年8月診療分から、70歳以上の方の自己負担限度額(月額)が下表のように変わります。

所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 多数該当 44,400円
一般	14,000円	57,600円
	年間限度額 144,000円	多数該当 44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の方。

※一般とは、住民税課税所得が145万未満の方(世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び、基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合を含む)。

※低所得Ⅱとは、世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方。

※低所得Ⅰとは、世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得が必要経費等を控除したとき0円となる方。

※過去12か月以内に4回以上自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担限度額が下がります。

※一般では、1年間(8月から翌7月まで)の外来自己負担額の年間限度額があります。

**問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線166**

**募 集**

**いばらき防災大学開講**

**毎年大好評の「いばらき防災大学」を常総市で開講します！**

防災に関する幅広い分野の講義や自主防災活動に役立つ構成となっていますので、ぜひご参加ください！

※修了者は防災士試験の受験資格が得られます。

- 開講期間 第1日目：9月30日(土) 9:30~16:00  
第2日目：10月1日(日) 9:45~16:00  
第3日目：10月14日(土) 9:45~16:20  
第4日目：10月15日(日) 9:45~15:35

○開講場所 常総市石下体育館(常総市新石下2010) ※お城の隣

○主な内容 自主防災活動、地震・風水害対策などに関する講義(全4日間)  
※特別な資格・予備知識等は必要ありません。また、講義以外の科目についてレポート(穴埋め式)提出が必要になります。

※防災士になるには、普通救命講習の受講が必要です。

○募集人員 200名程度(先着順。定員に達した時点で受付終了)

○受講料 無料

※防災士試験を受験する場合には、別途受験料・教本代が必要です。詳細は特定非営利活動法人日本防災士機構のホームページ(<http://bousaisi.jp/>)を確認してください。

○アクセス 関東鉄道常総線石下駅から徒歩12分(無料駐車場あり)

○申込期限 7月25日(火)まで

○申込方法 受講申込書に必要事項を記入し、本庁安全まちづくり推進課に提出してください。

※申込書は下記問い合わせ先または、県防災・危機管理課ホームページからダウンロードできます。

**申込・問 本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線114**

**問 茨城県防災・危機管理課防災担当 ☎029-301-2885**